

防犯灯設置支援事業 申請の手引き

令和7年度版

(令和7年3月更新)

岡 山 市

目次

I	補助制度の概要	1~2
II	防犯灯設置までの準備	2~3
III	補助金申請の手続きについて	3~4
IV	Q&A	5~7
V	事務処理フロー図	8~9
VI	申請書類等	10~

I 補助制度の概要

1 事業の目的

岡山市では、犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯を新設又は取り替える町内会に対して、その費用の一部を補助します。

2 対象となる団体

市内の単位町内会及び学区・地区連合町内会で岡山市町内会名簿に登録されている団体をいいます。

3 対象となる防犯灯

- ①LED灯その他の省エネタイプの防犯灯であって、かつ、消費電力が20ワット未満のものを新たに設置又は取り替える場合。
- ②既存の電柱等に防犯灯を新規に設置するもの及び新たに専用柱を設置する場合の補助灯数の上限は、補助対象団体1団体当たり年間10灯以内。
- ③町内会が維持管理している防犯灯を取り替える場合の補助灯数の上限は、以下の通りです。
 - ・不点灯やセンサー故障などに伴う「故障による」は無制限
 - ・設置して8年経過した防犯灯の計画的な取り替えである「経年劣化による取替」は、現に町内会が維持管理している防犯灯が40灯以上の場合は、全体灯数の10分の1以内とし、その他の町内会は、3灯以内
- ④市が管理している道路を照明するために新たに設置又は取り替える防犯灯が対象。
※私道などを照らすために設置する防犯灯は対象になりませんのでご注意ください。
※新たに設置又は取り替える防犯灯の維持管理費は、町内会のご負担になります。
- ⑤新たに設置又は取り替える防犯灯は、道路照明灯やその他の道路を照らす光源との間隔が、概ね30m以上あることが必要です。ただし、道路のカーブ部分、見通しの悪い交差点付近、道路の勾配が急激に変化する場所などで防犯灯の明かりが届きにくいと認められる場合は補助の対象。
※設置場所や補助申請手続き等、詳細についてのご相談は、事前に各区役所・支所窓口までお願いします。

4 補助内容

(1) 既存の電柱等に新たに防犯灯を設置する場合

防犯灯1灯当たりの補助上限は、30,000円です。

(2) 専用柱を新たに設置し、防犯灯を設置する場合

防犯灯1灯当たりの補助上限は、110,000円です。

※(1年度における補助対象灯数は、(1)、(2)合わせて1町内会当たり10灯以内)

(3) 既存の電柱等の防犯灯を取り替える場合

防犯灯1灯当たりの補助上限は、20,000円です。

※(1年度における補助対象灯数は、I2③を参照)

(4) 補助対象期間

新設の場合……………毎年度1月31日まで

取り替えの場合…毎年度3月31日まで

(ただし、3月31日までに事業が完了すること)

II 防犯灯設置までの準備

1 設置目的・場所の検討について

設置目的は、地域の安全安心への寄与です。場所の選定に当たっては、設置場所周辺の方々へは十分ご説明をいただき、町内会の総意として設置場所を検討してください。

2 資金計画、維持管理計画の検討について

特に複数の防犯灯の設置を希望される場合は、防犯灯設置に係る経費のうち、申請町内会の負担分及び必要となる電気代や消耗品、修理代等の維持コストさらには将来的な機器更新についての資金計画を立ててください。くれぐれも過度な負担が生じないよう町内会の資力に見合った可能な範囲での設置をお願いいたします。

3 設置場所について

優先的に既設の電柱への設置を検討していただき、既設電柱への設置が困難などやむを得ない場合は、専用柱により行政財産等への設置をご検討ください。

(1) 電柱への添架の場合

・申請前

所有者に防犯灯の設置について、内諾を得ておいてください。

・補助申請書提出時(設置して8年経過した既存の電柱等の防犯灯を1年度4灯以上取り替える場合)

既設の防犯灯を複数管理している町内会は、補助申請の際に電力事業者が発行する「公衆街路灯A取付場所一覧表」又は町内会が作成した防犯灯管理一覧表の写しを添付書類として提出していただきます。

(2) 行政財産(公共の土地、建物)に専用柱を設置する場合

・道路上に設置する場合(市道・県道)

事前に道路管理者(各区役所地域整備課・各支所産業建設課等)に防犯灯設置の道路占用許可申請をして、補助金申請書の添付書類として道路占用許可証を提出してください。

※使用料については、公共性が高い用途であることに鑑み免除が可能となります。

(3) 私有地の場合

- 申請前

所有者に設置について、内諾を得ておいてください。

- 補助申請書提出時

土地所有者の土地使用承諾書の写しを補助申請書の添付書類として提出してください。

Ⅲ 補助金申請書の手続きについて

1 補助金申請手続きの概要

防犯灯を新規に設置又は取り替える場合、補助金申請が必要となります。申請提出後、市の審査を経て、補助対象として正式決定となります。

2 補助申請の手続き（新設・取替、計画的な取り替えの場合）

<p>【設置前】 申請手続きに必要な書類</p>	<p>補助金等交付申請書（様式第1号） 申請書には、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">① 防犯灯設置等事業計画書（様式第1号 第8条関係）② 防犯灯の設置又は取り替えの費用に係る見積書の写し③ 防犯灯の設置又は取り替えの場所の位置図④ 土地管理者の承諾書の写し（<u>新たに専用柱を設置する場合に限る。</u>）⑤ 「公衆街路灯A取付場所一覧表」又は町内会が作成した防犯灯管理一覧表の写し（<u>設置して8年経過した既存の防犯灯を取り替える場合で1年度4灯以上の場合に限る。</u>）
<p>【設置工事完了後】 事業実績報告手続きに必要な書類</p>	<p>事業完了後、20日以内に次の書類を提出してください。</p> <p>補助事業等実績報告書（様式第5号） 報告書には、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">① 防犯灯設置等事業報告書（様式第3号 第10条関係）② 防犯灯の設置に係る領収書又は振込明細書等の写し③ 防犯灯設置又は取り替え完了後の状況写真④ 収支決算書⑤ 電気受給契約手続きの写し等（<u>新たに防犯灯を設置する場合に限る。</u>）
<p>【お支払について】</p>	<p>施工完了後、実績報告書が提出され、完了を確認した後、お支払いします。ご提出後、お支払いまで、概ね1カ月程度かかります。（書類が適正に整い、補正・訂正等がない場合） 施工前のお支払いは、補助金の適正支出の観点からできかねますので、あらかじめご了承ください。</p>

3 補助申請の手続き（緊急取り替えの場合）

<p>【取り替え前】 事前協議に必要な 内容</p>	<p>補助対象の防犯灯であるか事前に管内の区役所・支所担当窓口へ事前に協議ください。</p> <p>① 取り替えしたい防犯灯の場所 ② 取り替えしたい防犯灯の灯数</p> <p>※管内の区役所・支所担当窓口で電話連絡でも受付できます。</p>
<p>【取替工事完了後】 申請手続きに必要な 書類</p>	<p>補助金等交付申請書（様式第1号） 申請書には、以下の書類を添付してください。</p> <p>① 防犯灯設置等事業計画書（様式第1号 第8条関係） ② 防犯灯の取り替えの場所の位置図 ③ 防犯灯の取り替え後の写真 ④ 防犯灯の取り替えに係る領収書又は振込明細書等の写し</p>
<p>【お支払について】</p>	<p>施工完了後、お支払いします。ご提出後、お支払いまで、概ね1カ月程度かかります。（書類が適正に整い、補正・訂正等がない場合） 施工前のお支払いは、補助金の適正支出の観点からできかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>注）補助金等交付請求書（様式第7号）の記入の際、決定通知と交付確定額の欄（2段書きのところ）には、下記のとおりお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 交付決定通知額は「－」を記入・ 交付確定額は決定及び確定額を記入

4 留意点

（1）補助申請書及び添付書類ご提出後、提出書類に不備がなければ、概ね2週間程度で決定通知をお送りします。通知到達後に施工業者に着手をしていただくようお願いいたします。

（2）申請書等は、生活安全課ホームページからダウンロードできるほか、ダウンロードができない方は、各区役所・支所窓口にあります。

（<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html>）

（3）締切期限は厳守です。（郵送の場合は消印有効）

（4）なお記入漏れ等ある場合は、手続きが大幅に遅れることがありますのでご注意ください。

IV Q&A

Q1 設置して8年経過した防犯灯の計画的な取り替えの補助申請で、10分の1の灯数確認は何を根拠に確認するのか？

A1 年度ごとに電気事業者が発行される「公衆街路灯A取付場所一覧表」にて確認するので、写しをご提出ください。

Q2 年度ごとに電気事業者が発行される「公衆街路灯A取付場所一覧表」はいつ頃発行されるのか？

A2 例年では、11月末現在の情報が12月頃発行されます。

Q3 11月末以降の防犯灯取り替えの申請があった場合の灯数確認は？

A3 申請日からみて最新の「公衆街路灯A取付場所一覧表」となりますので、写しをご提出ください。

Q4 新設の場合と取り替え両方の申請は可能か？

A4 可能です。ただし、施工業者には、新設と取り替えの見積書を別々に作成するよう依頼してください。

Q5 異なる設置形態区分（電柱等添架と専用柱設置）の防犯灯を同時に設置する場合の計算方法はどのようになるか？

A5 区分ごとの補助基準が異なるため、区分ごとに補助金額を算定します。

（例）7月以降電柱添架で2灯、専用柱で1灯設置する場合 見積額 201,000円
（内訳）

電柱添架：箇所 A 30,000円、B 29,000円、諸経費 7,000円	計 66,000円
専用柱設置：箇所 C 130,000円、諸経費 5,000円	計 135,000円

（計算方法）

電柱添架：66,000円 > 上限額：@30,000円×2灯=60,000円

補助金額：60,000円

専用柱設置：135,000円 > 上限額：@110,000円×1灯=110,000円

補助金額：110,000円

補助金額計：（電柱添架）60,000円＋（専用柱）110,000円＝170,000円

Q 6 町内会が維持管理している防犯灯で、市が管理している道路以外を照明している場合、取り替えの補助対象となるか？

A 6 取り替えの補助も補助金の対象となる場合のみとなるため、補助対象とはなりません。

Q 7 今回補助金額が引き上げられたが、見積額が補助金額の上限額に達していない場合はどうなるか？

A 7 達していない場合は見積額となります。(補助金額に 100 円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

Q 8 「既存の光源」とはどのようなものを指すか？

A 8 道路管理者が設置している道路照明灯や既存の防犯灯等を指します。

Q 9 「概ね30メートル」とはどこまでの範囲を指すか？

A 9 【電柱等に添架する場合】

電柱間隔の設置であれば可です。

(設置を認める間隔の下限は21m)

【専用柱の場合】

「概ね」の範囲は3m(30mの1割)。

(設置を認める間隔の下限は27m)

Q 10 1月31日が閉庁日の場合は、期日はどうなるか？

A 10 1月31日が閉庁日の場合は、岡山市補助金等交付規則及び岡山市の休日を定める条例の規定により、翌月曜日が期日となります。

Q 11 電柱以外の既存構造物(建物の壁等)に防犯灯を設置する場合の設置形態区分は？

A 11 設置区分「電柱等の既存柱に新たに防犯灯を設置する場合」に該当します。

Q 12 補助対象経費に含まれるものの具体例は？

A 12 補助対象経費に含まれるものの一例

- ・ 灯具一式費用
- ・ 設置工事費
- ・ 町内会管理であることを明確化するためのプレート設置に係る費用
- ・ 電気事業者への手続き費用 等

Q 1 3 自動点滅器（外付け）のみ取り替えの場合、補助対象経費に含まれるか？

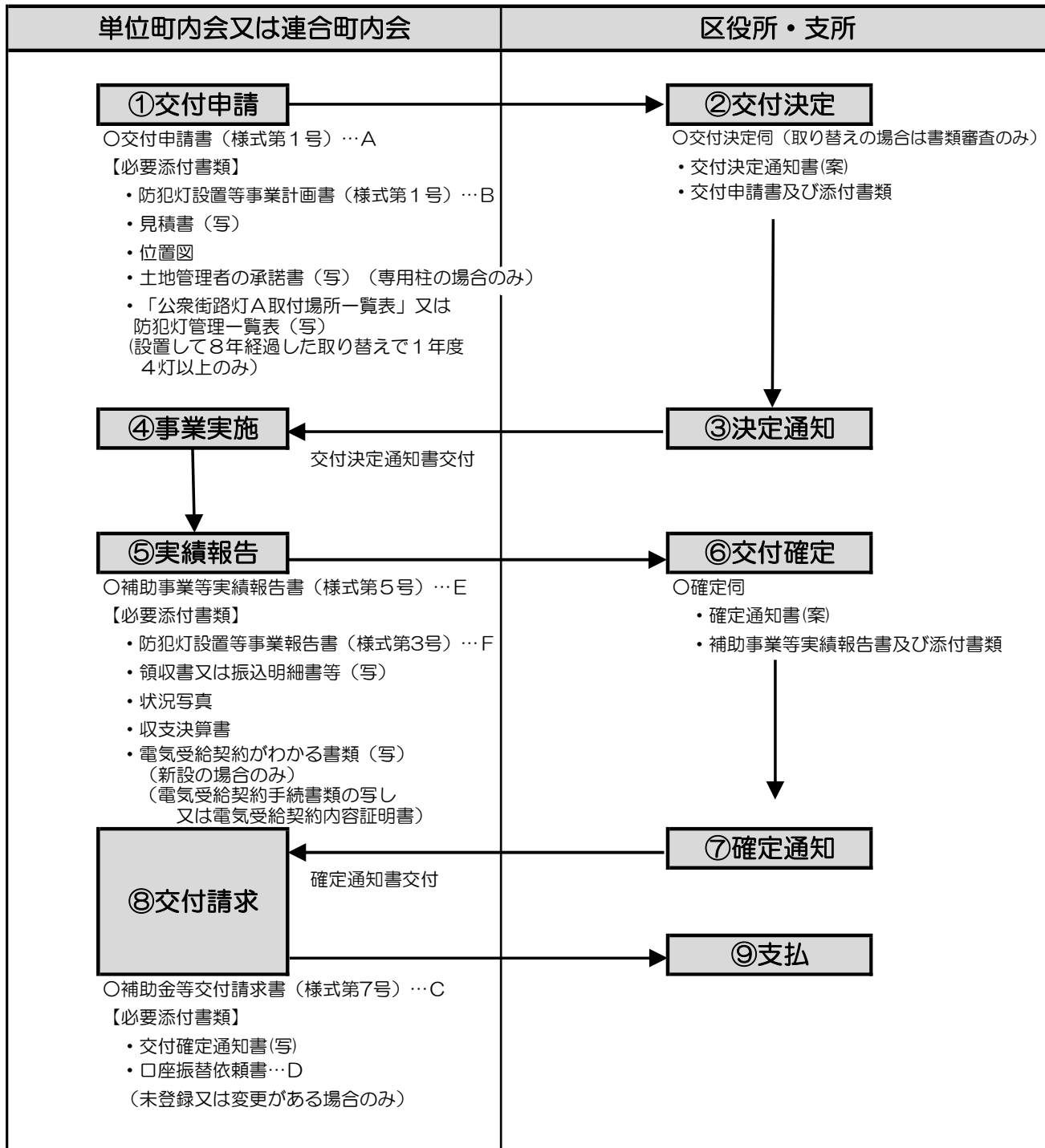
A 1 3 補助対象には、灯具一式を想定しており、主に照明部分を想定している。
したがって、自動点滅器のみであれば部品として取り扱い補助対象としません。
（照明部も併せて取り替えの場合は、灯具一式として取り扱い補助対象とする。）

Q 1 4 不点灯ではないが、経年劣化による取り替えは可能か？

A 1 4 設置して8年経過した防犯灯は、経年劣化によるものとして不点灯やセンサーなどの故障がなくても取り替えは可能とします。（この場合の申請は、新設と同様事前申請となります。）

V 事務処理フロー図

(事務処理フロー図) 岡山市防犯灯設置等補助金(新設・取替、計画的な取替の場合)



(事務処理フロー図) 岡山市防犯灯設置等補助金(緊急取替の場合)

